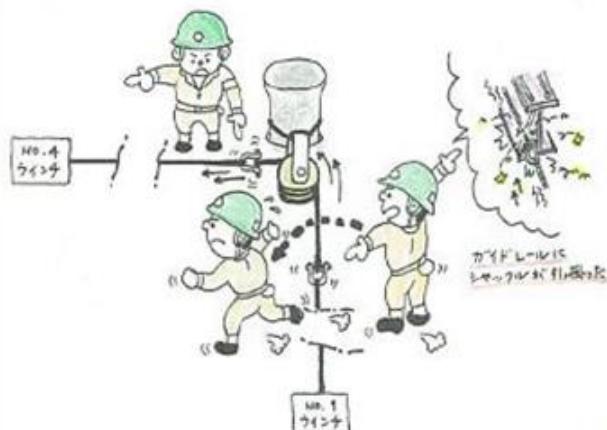


⑦激突され

入渠作業中、滑車が破損し、 弾けたワイヤーに跳ね飛ばされた

発生状況



入渠準備として、2基のウィンチでワイヤーの引出し作業中、ドック先端付近の滑車が破損、弾けたワイヤーに跳ね飛ばされた

原因

- ✓ シャックルがガイドレールに引っ掛けられ、滑車が破損した
- ✓ ワイヤーの内角に入っていた
- ✓ 滑車・ワイヤーに係る作業方法が不適切で、付近における注意喚起や教育もできていなかった



防止対策

- ✓ ワイヤーの繋ぎ方を改善する
- ✓ ワイヤーの内角には入らない、入らせない
- ✓ 作業方法の適正化(キャブスタンを使用)。ワイヤーと滑車付近の危険箇所の明示と教育を実施する



POINT!

ワイヤーロープの内角には絶対に入らない！

	発生月日 2006.09.14
--	--------------------

発生場所	作業名・作業内容	死傷病名	職種	海務職
ドックサイド	新造船入渠準備作業	脳蓋低 頸椎骨折 脳挫傷	社／協	協力員
			年齢	42才
			経験年数	1年5ヶ月



雇入れ時・作業内容変更時の安全衛生教育

則 三十五条の 労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のための必要な事項について、教育を行わなければならぬ。

1 機械等、原材料等の危険性又は有害性及び「これらの取り扱いに関する」と。

2 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び「これらの取り扱いに関する」と。

3 作業手順に関すること。

4 作業開始時の点検に関すること。

5 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する」と。

6 整理、整頓及び清潔の保持に関する」と。

7 事故時等における応急措置及び退避に関する」と。

8 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項。

第一項第3号の教育、第一項第3号の事項（作業手順に関することは、現場に配属後、作業見習いの過程において教えること）を原則とする。（昭47年8月18日基発601の1）